平成２３年（フ）第２６２３号
横浜市緑区東本郷５丁目10番１号　103
債務者　小出　定雄
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６号
静岡県富士市高島町140番地の１、前住所静岡県静岡市北安東４丁目24番17号　サンコーポラス202号
債務者　笠井久美子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６３７号
川崎市幸区南加瀬３丁目35番21―301号　杉本マンション
債務者　篠原真由美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
川崎市幸区紺屋町20番地４　レオパレスルイ103
債務者　南雲　智仁
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
川崎市幸区紺屋町20番地４　レオパレスルイ103
債務者　南雲　信子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
岡山市北区大安寺東町27番24号　フレグランスＫ―102号
債務者　藤川　律子（旧姓守岡）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６号
大分県宇佐市大字山下908番地の３、住民票上の住所福岡県築上郡吉富町大字広津681番地２
債務者　福永　幹雄
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月19日午後３時15分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８７号
静岡県富士市中丸332番地　レオパレス中丸305号、前住所東京都多摩市貝取1300番地の１　クオス永山303
債務者　小澤　昭治
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６４９号
静岡県島田市向谷２丁目１番11号　カーサセレッソⅢ101号室
債務者　岡田　賢人
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３号
長崎県佐世保市東山町19番15号、旧住所長崎県佐世保市大黒町43番65号　比嘉方
債務者　小森　和子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
長崎県佐世保市母ヶ浦町129番地、旧住所長崎県佐世保市原分町860番地１
債務者　岩崎　郁美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
長崎県佐世保市白木町157番地、旧住所長崎県佐世保市天神町1769番地49
債務者　祝原　正俊
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
長崎県佐世保市山祇町439番地
債務者　浦崎トシ子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１２１６号
東京都調布市東つつじヶ丘２丁目38番地12
債務者　浅井　貴士
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部